

静岡市商店街振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、商店街の振興を図るため、商店街の組織の強化及び商店街活動の活性化に資する事業を実施する静岡市商店会連盟及び静岡市清水商店街連盟（以下これらを「連盟」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が実施する次に掲げる事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 市内の商店街の組織の強化及び育成に資する事業
- (2) 市内の商店街を構成する店舗の経営力の強化に資する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 不動産の取得及び施設の整備に要する経費
- (2) 交際費（慶弔費を含む。）
- (3) 関係者の飲食に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、次の各号に掲げる連盟の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 静岡市商店会連盟 81万円
- (2) 静岡市清水商店街連盟 99万円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする連盟は、商店街振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、商店街振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした連盟に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- （2）規則及びこの要綱を遵守すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた連盟（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ商店街振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）変更事業計画書
- （2）変更収支予算書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、商店街振興事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに商店街振興事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、商店街振興事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の規定による通知を受けたものは、請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を請求するときは、商店街振興事業補助金概算払請求書(様式第7号)に資金計画書その他市長が必要であると認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第11条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする連盟は、第5条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第10条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の

額から減額して報告すること。

- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- (4) 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

商店街振興事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩
電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

商店街振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期 年 月

3 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。

- ア 静岡市商店街振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- （ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- （イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則、要綱及び市長が必要があると認めて指示した事項を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

商店街振興事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名

⑩

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

商店街振興事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号（第10条関係）

商店街振興事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名

⑩

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

様式第 6 号 (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

商店街振興事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第7号（第13条関係）

商店街振興事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名称
代表者氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けた
いので、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を
添えて請求します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金の概算払を受けようとする理由
- 4 概算払の金額及び時期
- 5 添付書類
資金計画書

様式第8号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
報告者 名称
代表者氏名 ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、静岡市商店街振興事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額交付決定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円